

※「新規許可申請」、「許可有効期間更新申請」のいずれにも適用する

1. 当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるものでないこと  
※10分3以上の者が60歳以上の者である場合を除く（他の事業主の事業所を60歳以上の定年により退職した後雇い入れられた者に限る）
2. 当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして厚生労働省で定める基準に適合するものであること
  - ①派遣労働者のキャリア形成支援制度を有すること
    - a:派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画を定めていること
    - b:キャリア・コンサルティングの相談窓口を設置していること
    - c:キャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供を行う手続きが規定されていること
    - d:教育訓練の時期・頻度・・・入職時は必須。最初3年間は毎年1回以上の機会の提供。  
実施時間数・・・フルタイムで1年以上の雇用見込みの派遣労働者一人当たり、少なくとも最初の3年間は、毎年概ね8時間以上の機会の提供が必要
    - e:教育訓練計画は、派遣労働者と労働契約を締結する時までには派遣労働者に明示すること
  - ②派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制が整備されていること
    - a:派遣元責任者として雇用管理を適正に行い得る者が所定の要件及び手続きに従って適切に選任、配置されていること
    - b:派遣元事業主が派遣労働者の福祉の増進を見込まれる等適正な雇用管理を期待し得るものであること
    - c:派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備していること
3. 個人情報を適正に管理し、派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること
  - ①派遣労働者等の個人情報を適正に管理するための事業運営体制が整備されていること
    - a:個人情報適正管理規定を定めていること
  - ②派遣労働者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること
4. 当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること  
（財産的基礎、組織的基礎、当該事業に適した事業所の確保等）
  - ①財産的基礎・・・基準資産額：2000万円×事業所数、基準資産額が負債総額の7分1以上  
現金・預金：1500万円×事業所数  
※「小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置」による財産的基礎は次ページ参照
  - ②組織的基礎・・・労働者派遣事業に係る指揮命令の系統が明確であり、指揮命令に混乱を生ずるようなものでないこと
  - ③事業所・・・事業に使用し得る面積が概ね20㎡以上あるほか、その位置、設備等からみて、労働者派遣事業を行うのに適切であること